

社会福祉施設等における  
非常災害対策計画の策定の手引

平成29年8月  
北海道保健福祉部

## はじめに

平成28年8月31日、岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号による水害により9人の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

この被害の一因として、施設が市町村から発令される避難準備情報の意味を正しく理解していなかったことや、水害に対処するための具体的な計画を策定していなかったことなどが指摘されています。

こうしたことを受けて、平成28年9月9日付けで厚生労働省から以下の通知が発出されました。

- 1 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について  
(老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知)
- 2 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について  
(障障発 0909 第 1 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- 3 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について  
(雇児総発 0909 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- 4 救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について  
(社援保発 0909 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

施設や事業所（以下「施設」という。）において策定が求められている非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）は、火災だけでなく水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要です。

厚生労働省では、この台風被害を踏まえ、上記通知において、水害や土砂災害に関する非常災害対策計画について特に留意すべき事項を取りまとめるとともに、都道府県や市町村に対し、各施設における非常災害対策計画の策定状況等について指導・助言するよう求めています。

道内でも、昨年8月の台風によりに南富良野町などの施設において甚大な被害が発生したことを踏まえ、昨年11月には道内各施設に対し、非常災害対策計画や避難訓練等（以下「計画等」という。）について、自己点検及び改善を求めるとともに計画等の整備状況調査を実施したところですが、調査結果では、火災や地震に加え、地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害に備えた非常災害対策計画を策定している施設は、全体の62.6%、同じく避難訓練を実施している施設は31.3%にとどまっています。

そこで、この手引では、各施設が計画等の整備を進めることができるよう、上記通知や計画等の整備状況調査内容、他県の災害対応マニュアルなどを参考に、非常災害対策計画に盛り込む項目（案）とその内容についてポイントをまとめました。

各施設では、この手引などを参考に、計画等の策定や見直しを進め、施設利用者の安全の確保に努めていただくようお願いします。

# 目 次

1	対象となる社会福祉施設等	3
2	非常災害対策計画の策定に当たっての留意点	
(1)	非常災害対策計画とは	4
(2)	想定する災害	4
(3)	人命の安全	6
(4)	内容の簡素化、明確化	6
(5)	意見の集約	6
(6)	利用者等の心身の状況の把握	6
(7)	避難訓練の実施と計画の不断の見直し	6
(8)	地域の関係者との連携・協力	6
3	非常災害対策に盛り込む項目（例）	
	【※印は、厚生労働省が最低限盛り込む項目としているもの】	
(1)	施設等の立地条件※	7
(2)	施設等の構造・設備	8
(3)	災害に関する情報の入手方法※	8
(4)	災害時の連絡先及び通信手段の確認※	10
(5)	避難を開始する時期、判断基準等※	11
(6)	避難場所※	11
(7)	避難経路※	12
(8)	避難方法※	13
(9)	災害時の人員体制、指揮系統※	13
(10)	停電・断水時の対応	14
(11)	関係機関との連携体制※	15
(12)	避難・救出その他必要な訓練及び防災教育	15
(13)	食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄	16
別紙 1	危険区域等の概要と確認先	17
別紙 2	避難情報の内容（「避難勧告等に関するガイドライン」抜粋）	18
別紙 3	主な気象情報に係る発表基準と住民のとるべき行動（例）	19
【参考】	非常災害対策計画の策定例	24

## 【参考】

### 非常災害対策計画の策定例

#### 1 計画の適用施設名、所在地等

- (1) 施設名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) FAX番号
- (5) メールアドレス (代表)

#### 2 計画の目的

この計画は、次の非常災害における「〇〇〇 (施設名)」の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

- (1) 火災
- (2) 地震
- (3) 風水害 (洪水・内水・高潮)
- (4) 土砂災害
- (5) 津波災害
- (6) 火山災害
- (7) その他災害による安全確保が必要な事項

#### 3 計画の報告

次に該当する計画を作成または、必要に応じて見直し・修正したときは、遅滞なく当該計画を市町村長へ報告する。

また、火災に係る計画 (消防計画) については、消防法施行規則第 3 条に基づき、消防署長へ届出を行う。

- (1) 風水害 (洪水・内水・高潮) ～水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づく計画
- (2) 土砂災害～土砂災害防止法第 8 条の 2 に基づく計画
- (3) 津波災害～津波防災地域づくりに関する法律第 71 条第 1 項に基づく計画
- (4) 火山災害～活動火山対策特別措置法第 8 条に基づく計画

#### 4 施設の立地条件

- (1) 施設等の立地条件 (施設へ影響のあるもの)
  - ア 地盤状況
  - イ 地形の特徴
  - ウ 活断層
  - エ 河川
  - オ 海岸
  - カ 崖や傾斜地

【位置関係図】

(2) 周辺地区の過去の災害発生状況

(3) 災害危険区域等の該当の有無

災害種類	災害危険区域等の種類	該当	区域等の名称
水害	洪水浸水想定区域	○	
	雨水出水浸水想定区域		
	高潮浸水想定区域		
土砂災害	土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）		
土砂災害 （土砂災害 危険箇所）	土石流危険渓流		
	地すべり危険箇所		
	急傾斜地崩壊危険箇所		
	土石流危険渓流に準ずる渓流		
	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面		
土砂災害 （山地災害 危険地区）	山腹崩壊危険地区		
	崩壊土砂流出危険地区		
	地すべり危険地区、		
	山地災害危険地区の準用地区		
津波災害	津波災害警戒区域（特別警戒区域を含む）		
火山災害	火山災害警戒地域		
原子力災害	原子力災害対策重点区域		

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

(4) 上記の立地条件から予測される災害の危険性

- ア ○○○川の氾濫洪水
- イ ○○○丘陵の崩壊による土砂災害
- ウ 暴風による○○○海岸からの高潮浸水
- エ 津波浸水

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。